



横芝光町告示第43号

収納代行事業者の指定について

地方自治法(昭和22年法律第67号)第243条の2第1項の規定により、
下記のものを受納代行事業者に指定したので、横芝光町財務規則(平成18年
横芝光町規則第49号)第51条第2項の規定により告示します。

令和6年4月1日

横芝光町長 佐藤 晴彦



- 1 収納代行事業者の氏名又は名称及び住所
株式会社さとふる
東京都中央区京橋二丁目2番1号 京橋エドグラン13階
株式会社トラストバンク
東京都渋谷区渋谷二丁目24番12号
ANAあきんど株式会社
東京都中央区日本橋2丁目14番1号 フロントプレイス日本橋
株式会社JALUX
東京都港区港南1丁目2番70号 品川シーズンテラス12階
楽天グループ株式会社
東京都世田谷区玉1丁目14番1号
- 2 収納代行事業者に納付させる歳入の内容
さとふるさと納税ポータルサイトを利用して納付される横芝光町への寄附金
- 3 収納代行事業者に納付させる期間
令和6年4月1日から令和7年3月31日まで